

くらし

介護保険被保険者の皆さんへ

▶問い合わせ 介護保険課 ☎73-3017

**第三者行為
(交通事故などで
介護サービスを受ける
ときは、届け出が必要)**



交通事故など第三者の不法行為によって受けた介護サービスにかかる費用は、本来、加害者が負担すべきものです。この場合、「傷病届」を提出することで、市が、一時的に立て替えた介護サービス費を加害者に請求します。そのため、交通事故などの第三者行為を起因として介護サービスを受けるときは、必ず介護保険課まで届け出をしてください。

この届け出(傷病届などの関係書類の提出)は法律で義務付けられていますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、届け出に必要な書類などについては、介護保険課にあります。まずは、ご相談ください。



くらし

税務署からのお知らせ

▶問い合わせ 観音寺税務署 ☎25-2191
税務課(住民税について) ☎73-3006
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

公的年金などの受給者の皆さんへ

確定申告が必要な人、必要でない人
公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下のときは、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要はありません(公的年金などの全部が源泉徴収の対象となる場合に限りません)。

この場合であっても、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。また、公的年金などの雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で、所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要ない場合があります。住民税に関する場合は税務課までお問い合わせください。

確定申告書にはマイナンバーの記載が必要

マイナンバーを記載した申告書などを提出する際は、マイナンバーカードなど本人確認書類を提示するか、その写しを申告書などに添付する必要があります。なお、申告書を作成する場合、復興特別所得税の記入を忘れずにお願います。

また、国税庁ホームページの「確定

申告書等作成コーナー」を利用すると、画面の内容に従って金額などを入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。ぜひ、ご利用ください。

「公売」に参加してみませんか

公売とは、国税局または税務署が差し押さえた財産を滞納された国税に充てるため、広く不特定多数の買受希望者を募り、入札または競り売りの方法によって売却することを言います。土地や建物といった不動産のほか、宝飾品、美術品、家電製品、自動車など、さまざまな種類の財産を公売しており、公売は原則としてどなたでも参加できます。

国税局や税務署の公売会場まで足を運んで参加する方法や自宅のパソコン・スマートフォンなどから参加する方法があります。公売財産や公売予定日などの詳細については、国税庁ホームページの「公売情報」をご覧ください。



じんけん探訪52

増える外国人と人権問題
—新しい人権課題

人権週間の由来



12月4日から10日は「人権週間」です。第二次世界大戦後の1948(昭和23)年12月10日、国連は「世界人権宣言」を採択しました。三度目の世界大戦を決して引き起こさず、世界中が自由と平和を謳歌できるように国際的な人権の水準を定めたものです。2年後、国連は12月10日を「人権デー」と定め、以来この日には世界各国で記念行事が行われています。日本では1949年、法務省と全国人権擁護委員連合会によって「人権週間」が設けられ、各地で「宣言」の内容や人権尊重意識の普及、啓発活動などが取り組まれています。

17の人権課題

法務省では年間啓発強調事項として次の17項目をあげています。

①女性の人権擁護②子どもの人権擁護③高齢者の人権擁護④障がい者への偏見と差別の解消⑤同和問題への偏見と差別の解消⑥アイヌの人々への理解⑦外国人の人権擁護⑧H1V感染者やハンセン病患者などへの偏見と差別の解消⑨刑を終えて出所した人への偏見と差別の解消⑩犯罪被害者・家族への人権配

外国人の約23%が差別を感じる

日本に暮らす登録外国人は全国で223万人(人口の約2%)、県内では9,785人(2015年末現在、法務省)です。香川県による県内在住外国人アンケート調査では、香川の良いところは▽自然環境が豊か▽安全▽住宅環境が良いなど、理解しがたいことは▽上下関係が厳しい▽言い方が回りくどい▽公道にライトが少ない▽信号を守らない人をよく見かける、などでした。

一方、約23%が「扱いが違う」など差別を感じています。具体的事例として▽日本人は怒られないのに外国人は怒られる▽「外国人だから」と採用を拒否された▽重い、疲れる仕事は我々(外国人)がやる▽給料も安く、大切なことは日本人に任せる▽しんどい仕事に配属される▽疎外の態度がある▽「中国嫌い」と言うのは大変失礼だ▽店員に見張られる▽地方参政権がない▽タクシーに乗車拒否された、などです。調査は2015年に県内在住外国籍住民2,491人を対象に実施さ

れ1,402人(56%)が回答しました。
ヘイトスピーチ法施行

外国人という理由で採用を断わる、入店を拒否する、アパートやマンションへの入居を拒否する、公衆浴場が入浴拒否するなど、人権問題が起きています。また、サッカー場外国人を非難する横断幕が掲げられたり、四国遍路休憩所で外国人を批判する貼り紙が発見されたりしています。特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動は「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。

今年6月から「ヘイトスピーチ対策法」(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)が施行されています。国民には外国人への不当差別をしないようにする努力義務が課せられ(法第3条)、国および地方公共団体には外国人への不当な差別を解消するための施策を実施する義務が課せられています(法第4条)。

最近県内でも外国人実習生や観光客などをよく見ます。四国遍路が世界遺産になればさらに増えることでしょう。2020年には東京オリンピック・パラリンピックも控えています。肌の色や言葉、習慣などは異なりますが、人権尊重の立場で互いに接し、違いを認め合う「多文化共生」の意識を深めていくことが必要です。

▶問い合わせ
人権課 ☎73・3008